

国民年金 コーナー

付加年金
寡婦年金
死亡一時金

国民年金第1号被保険者の独自の給付として、「付加年金」や「寡婦年金」「死亡一時金」があります。

〈付加年金〉

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料(月額15,040円・平成25年度額)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

■付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数。

■付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、受け取る付加年金額は定額のため、物価の変動によつての増額・減額はありません。

■国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

■付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。また納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

〈寡婦年金〉

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなった時に、生計を維持されていた妻(10年以上継続の婚姻関係に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます)。

■年金額は、夫の第1号被保険

者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3の額。

■亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。

■妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

〈死亡一時金〉

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上(一部納付の場合は月数がかわりまます)ある方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によつて生計を同じくしていた遺族(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の中で優先順位の高い方)に支給されます。

■死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて120,000円から320,000円。

■付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。

■遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。

■寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。ご注意ください。

問郡山年金事務所

☎024-93213434

問町民生活課

☎7216933